秩父市農業委員会　令和８年　第９回定例総会　議事録

１　開会閉会の日時及び場所

（１）開会日時　令和８年９月２４日（木）午後２時１５分

（２）閉会日時　令和８年９月２４日（木）午後３時２０分

（３）場　　所　秩父市役所　歴史文化伝承館　１階研修室

２　会議を組織する委員の定数

（１）定員数　２７名（農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１４名）

（２）現在数　２７名（農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１４名）

３　出欠席の状況及びその氏名

出席数　２５名（農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１２名）

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
１番	黒　田　昭　雄	出席		第１区域	松　澤　眞　一	出席
２番	髙　田　忠　一	出席			今　井　和　美	出席
３番	○吉　川　　稔	出席		第２区域	内　田　克　明	出席
４番	風　間　　操	出席			内　田　信　之	出席
５番	浅　見　　健	出席	●	第３区域	小久保　健　司	出席
６番	石　橋　　忠	出席	●		田　口　徳　行	出席
７番	○新　田　恭　一	出席		第４区域	岩　田　美早紀	欠席
８番	冨　田　博　明	出席			齊　藤　　稔	出席
９番	◎横　田　　友	出席		第５区域	新　井　明　弘	出席
10 番	豊　田　恵　男	出席			新　井　　節	出席
11 番	青　野　孝　司	出席			新　井　安　治	出席
12 番	富　田　典　孝	出席			岡　田　英　幸	出席
13 番	新　井　一　雄	出席		第６区域	浅　見　喜　一	出席
					木　村　誠　司	欠席

◎印　農業委員会長　　○印　会長職務代理者　　●印　議事録署名人

４　議事日程

日程第１　　開会・開議
日程第２　　議事日程の報告
日程第３　　総会成立の報告
日程第４　　議事録署名委員の指名
日程第５　　諸報告
日程第６　　審議議案の報告
日程第７　　議案審議
議案第４１号　農地法第３条の規定による許可申請について　（３件）
議案第４２号　農地法第４条の規定による許可申請について　（１件）
議案第４３号　農地法第５条の規定による許可申請について　（９件）
議案第４４号　農用地利用集積等促進計画の意見について　（３件）

日程第８　　閉議・閉会

５　農業委員会事務局職員

職　名	氏　　名	備　考	職　名	氏　　名	備　考
事務局長	黒　澤　美紀子		主　　幹	小　川　英　孝	書記
主　　査	笠　原　信　之		主　　任	川　上　僚　太	書記
主　　査	平　沼　治　貴		主　　任	森　前　大　樹	
			主　　事	髙　野　友　陽	

６　会議の概要

日程第１　　開会・開議

議長（横田　友会長）　ただいまから、秩父市農業委員会令和８年第９回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第２　　議事日程の報告

議長（横田　友会長）　まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第３　　総会成立の報告

議長（横田　友会長）　はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長　本日の出席は、農業委員は、１３名中１３名、農地利用最適化推進委員は、１４名中１２名です。

議長（横田　友会長）　事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律　第２７条第３項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第４　　議事録署名委員の指名

議長（横田　友会長）　次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田　友会長）　異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

５番　浅見　健　委員　及び　６番　石橋　忠　委員　以上、お二人にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹　及び　川上主任　を指名いたします。

日程第５　　諸報告

議長（横田　友会長）　次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長　本日付け、報告文書をご覧ください。１、農業用施設の設置について、詳細は記載のとおりでございます。番号１ですが、届出者は、畑への車両進入の為、農業用通路が必要となり届出がされたものでございます。以上でございます。

日程第６　　審議議案の報告

議長（横田　友会長）　次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長　令和８年第９回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第４１号	農地法第３条の規定による許可申請について	（３件）
議案第４２号	農地法第４条の規定による許可申請について	（１件）
議案第４３号	農地法第５条の規定による許可申請について	（９件）
議案第４４号	農用地利用集積等促進計画の意見について	（３件）

以上でございます。

日程第７　　議案審議
議案第４１号上程　　農地法第３条の規定による許可申請について

議長（横田　友会長）　次に、議案第４１号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（森前主任）　私からは番号１番について説明します。議案書の１ページ目をご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●、畑１筆、面積は●●●㎡で、平成●年に売買により取得した農地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●から北東●●●ｍに位置しております。申請事由について説明します。譲受人は●●●●譲渡人から当該農地の贈与を受けた後、当地にて●を栽培する予定です。譲受人は●の栽培経験がないため、友人に栽培方法を指導してもらい、●●本ほど植栽してネット販売を行いたいと考えております。譲受人は現在、●●●に在住しており、●●●●●●●を営んでおります。●●●であるため時間の融通がきき、月に約●日、年間約●●●の来所が可能とのことです。また、自宅から申請地までの平均移動時間は●●●で、作付作物としては、●●●●●、や●●●を栽培する予定です。現地を確認したところ、定期的に草刈りが行われている保全管理状態でした。権利の種類は所有権移転で贈与になります。以上です。

黒澤事務局長　私からは、番号２についてご説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●、畑１筆、●●●㎡で、譲渡人が平成●年に相続により取得した土地となります。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●から北に約●●●メートル付近に位置しております。申請事由についてご説明します。譲受人は、●●●●に住所がございますが、この後５条案件でご審議いただきますが、申請地に隣接する農地に住宅を建て自宅とする計画があり、それとあわせて申請地を農地として取得したいとの申請でございます。譲受人は、現在●●歳、農作業歴は●年で、親族の畑を耕作しており、農作業への年間従事日数は、譲受人が●●●日，耕作人数は譲受人●●を予定しています。また、移住しますので、自宅から申請地までの平均移動時間は●●で、作付作物としては、●●、●●●●、●●、●●●●、●●●などの露地野菜を栽培する予定です。まだ農機具は所有しておりませんが、これから揃えていく予定との事です。先日、内田信之委員さんと風間委員さんと現地を確認したところ、面積でいうと、全体の●●●●ぐらいの道路側農地に、砂利やガラクタ等が混ざっており、代理人に確認したところ、住宅工事に伴う造成の際に、全て除去し、農地として適正に利用できる状態に復元するとの事で、始末書が提出されております。説明は以上です。

事務局（髙野主事）　続きまして私からは番号３について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●、畑１筆、●●●㎡で、平成●年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●から北西に約●●●ｍの地点にあります。申請理由は、新規就農です。譲受人はこのたび隣接する宅地と共に、不動産会社を通じて譲渡人との間で売買の合意が得られたため、今回の申請に至ったとのことです。この隣接する宅地は現在更地ですが、住宅を建築し将来的に移住する予定となっております。譲受人は●●代で新規就農、農作業歴はありませんが、他の耕作労働力としまして●●代の●●

●がおり、どちらも農作業への年間従事日数は●●●日を満たしているため、問題ないと思われます。保有する農機具等はありませんが、●●●●●、●●●、●●、●●●●、●●●●などを作付予定となっております。先日、委員さんおよび推進委員さんと共に現地を確認したところ、緑判定程度の不耕作の状態でありました。説明は以上です。

議長（横田　友会長）　事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

５番　浅見　健委員　５番浅見です。現地を推進員の今井さんと事務局と確認したのですが、保全管理されていて特に問題なかったんですが、この辺は、有害鳥獣が出てきます。●を植えるということなんですが、鹿がなんでも食べるんですよね。サトイモの葉っぱまで食べられるような状態で、今までとちょっと状態が違うので、その点だけよく注意してもらうように、事務局の方から話していただければ特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

１区今井　和美委員　１区の推進員の今井です。先日３人で見てまいりました。●●●●は、私が毎年パトロールに行って、今年で４年目になるんですけれど、●●●は凄く広くて平らでいいんですけれど、他のところもほとんど保守管理状態で作物を作ってないので、ここをぜひ初めとして、周りにもどんどん作物を作っていただけたらいいなと思っております。以上です。

４番　風間　操委員　４番風間です。２番について意見を申し上げます。先日事務局と、推進委員の内田さんと３人で現地を確認いたしました。まず譲受人は、●●●●の●●で●●●程の農作業歴を有しているということです。また、申請地は平坦に近い緩斜面の土地で、申請地の一部には砂利やゴミなどが混在している状態で、いわゆる不耕作地であるという課題があります。が、先日譲受人、譲渡人両名から始末書の提出もあったということでございます。譲受人は●●●●から申請地の隣接地に家屋を建てて、新規就農者として転入してくるということでございますので、当市にとっても大変望ましい状況と考えております。耕作地を、農地に復元をして就農していただくことを望みます。以上でございます。

２区　内田　信之委員　２区推進員の内田です。先程ありましたように、１５日に事務局の黒澤さんと風間さんと現地を確認しました。先程から話がありましたように、南側のところには、ゴミ等も見受けられましたが、始末書を出されてきれいにするということで、耕作できる農地に変えられるものと思っています。それから、その黄色で囲ってある南側に、隣地に、二階建ての居宅があるんですけれども、私ちょっと、お天道様がなかなか出なかったんですけども、今日いい日が当たりましたので、１０時半頃、現地を確認しました。今の時期で、１０時半頃で、約２、３メートルの、日陰ができるぐらいですので、春夏の野菜を作る時には、日照とも問題なく耕作ができると思います。私は、農地として使っていけると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

１３番　新井　一雄委員　１３番新井です。番号３につきまして意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。譲受人は●●●と若く当該土地に隣接した宅地を取得して、新規就農されると、こういうことでなんら問題もなく、大変喜ばしいことだと思います。以上です。

６区　浅見　喜一委員　６区の推進員の浅見です。過日、高野主事、新井委員さんと現地を確認しましたが、私のパトロール地域でもあるんで、昨年も先程高野主事さんから言われたように、まだ、耕作はされてないところなんですけども、管理はされてたんですが、今年はますますちょっと雑草

っていうか、高くなったかなという感じを受けてました。たまたまなんですけど、ここを取得する、この●●●という若い人に、パトロールをしてる時に、たまたま●●●にお会いしまして、長くは話はしなかったんですけども、頑張ってもらえるようなこと言ってましたので、多少農地にするには、頑張りが必要だと思いますけれども、頑張っていただければありがたいと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（横田　友会長）　ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田　友会長）　質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４１号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田　友会長）　全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第４２号上程　　農地法第４条の規定による許可申請について

議長（横田　友会長）　議案第４２号農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

黒澤事務局長　私からは番号１について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●、畑３筆、合計●●●㎡ で平成●●年に相続により取得した土地です。隣接する畑１筆●●●㎡を一体利用しますが、こちらは昭和●●年に転用許可を取得しております。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から北西に約●キロメートル離れた場所にあり、立地の基準につきましては、土地改良区内の農地として第１種農地と判断しました。転用の目的は、農家住宅の敷地拡張です。申請事由について説明します。昭和●●年頃、申請者の●が農地転用の許可を得て農家住宅を新築し居住しておりましたが、●●●●●と同居するにあたり、平成●年●●月頃今回の申請地に増築し、駐車スペース、通路とする砂利を敷き、現在に至ります。今般、住宅のリフォーム計画により、土地の地目が畑のままで、許可を得てないことがわかり、是正のため、始末書添付のうえ申請しました。隣接農地の所有者からは同意を得ており、令和●年●月●●日に農振除外申出の許可が降りている農地となります。現地を確認したところ、農家住宅として利用されておりました。説明は以上です。

議長（横田　友会長）　事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

１０番　豊田　恵男委員　１０番豊田です。議案第４２号、番号１、えこれ、●●●の●●●のすぐ裏になります。点線内のところには、当初手前に●●が住宅を作って、●●●がその奥に新築するために庭畑を通って、資材を運んでと思うんですけど、はい。だからあそこが、そこを通して建築資材を運んじゃって、そのままになっちゃったんじゃないかと思います。奥の方は今の跡取りが、多少野菜等を作ってます。周りの道路の端も、●●●●をやっててまめに草刈りやってる人間ですので、信用できる人柄で、認めてもらって、すっきりしたいと本人も言ってましたので、よろしくお願いいたします。

議長（横田　友会長）　ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田　友会長）　質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４２号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田　友会長）　全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第４３号上程　　農地法第５条の規定による許可申請について

議長（横田　友会長）　次に、議案第４３号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。本案番号１につきましては、●●●●●委員、●●●●●●●委員が、議事参与の制限にあたる案件となりますので、まず、番号２から番号９を審議し、その後番号１を審議いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（森前主任）　番号２番について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●、畑２筆、計●●●㎡ です。隣接の宅地と併せて、計●●●●●●㎡を一体利用地とします。なお、譲受人、譲渡人ともに農業を営んでおり、本件の住宅も農家住宅になります。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から北に約●km 離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第２種農地と判断しました。転用の目的は、自己用住宅敷地及び出入り用道路です。申請事由について説明します。現在居住の建物は昭和●●年に、譲渡人の●が建築し、その●が平成●●年に亡くなり、譲渡人が相続したものです。昨年●月に●である譲受人がそれらの建物の贈与を受けております。今回土地の測量を行ったところ、居宅の登記は宅地の土地で登記されておりましたが、実際には農地の土地に建築されていることが判明しました。また、その他市道からの出入通路として農地も利用されていることがわかり、昭和●●年頃からは自動車等の出入りのため舗装整備等を施し、さらには平成●年には車庫も建て、宅地として現在に至っております。今回正式に測量を行い、現在の利用宅地と農地とを明確にし、改めて是正し追認の許可をとるために申請に至った次第です。権利の種類は使用貸借です。資金調達計画は整っています。過去の違反転用については、譲渡人から始末書が添付されております。また、隣接地の農地の所有者からも同意を得ています。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。説明は以上です。

事務局（小川主幹）　番号３番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●●●、畑１筆、●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。申請地は●●●●●から北東側に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第２種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建築でございます。譲受人は、現在、●●とアパート暮らしをしておりますが、手狭になってきており、生活の安定を図りたい、また●●●●●●●●●と考え、●●●●の隣接に住宅を建築したいと申請されました。資金調達等の書

類は整っております。現地は、草刈り等の保全管理をされている状況でございました。

黒澤事務局長　私からは番号４から番号６について説明します。まず、番号４ですが、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●、畑１筆、●●㎡ で令和●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は　●●●●●●から北東に約●●●キロメートル離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として 第２種農地と判断しました。転用の目的は、駐車場で、点線の黄色部分が事業所の敷地となり、一体利用します。申請事由について説明します。現在事業を営んでいる譲受人は、敷地内において駐車スペースが狭いため、駐車場用地を探していたところ、申請地は、譲受人の事業敷地と地続きでもあり、また譲渡人としては、袋地の土地となるため今後の維持管理も難しいとの事もあり、話がまとまり申請となりました。権利の種類は売買による所有権移転で、資金調達計画は整っています。また、隣接農地の所有者からは同意を得ており、農用地区域内の農地ですが、令和●年●月●●日に農振除外申出の許可が降りています。現地を確認したところ、保全管理状態でした。

次に番号５について説明しますが、先程の３条案件と番号５、次の番号６は関連がございます。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●、畑１筆、●●●㎡で、譲渡人が平成●年に相続により取得した土地となります。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から北に約●●●メートル離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない農地として 第２種農地と判断しました。転用の目的は、自己用住宅です。申請事由について説明します。現在、●●に住んでいる譲受人は、独立したいと考え、土地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。先程３条の案件でご審議いただきました、隣地の農地と一緒に購入し、新築し移住する予定です。権利の種類は売買による所有権移転で、資金調達計画は整っており、隣接農地の所有者からの同意は得ております。先日、風間委員さんと現地調査を行い、不耕作の状態であることを確認いたしました。

続きまして番号６についてご説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、先程の３条案件と、番号５の５条案件の隣地となりますが、●●●●●、畑１筆、●●㎡で、譲渡人が　平成●年に相続により取得した土地となります。申請事由は、自己用住宅の敷地拡張で、権利の種類は売買による所有権移転で、資金調達計画は整っております。先程の３条案件と番号５の５条案件の申請にあたり、現地を測量したところ、譲受人の塀が隣の敷地に建ってる事が発覚し、始末書添付の上、是正のため申請しました。先日、風間委員さんと現地調査を行い、塀が建っていました。説明は以上です。

事務局（笠原主査）　私から、番号７、番号８について説明をいたします。まず、番号７ですが、申請人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●、畑１筆、●●㎡で昭和●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●の南、約●kmに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第２種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請人は申請地の隣接地に令和●年●月●●日付で農地転用許可を受け、自己用住宅を建築し居住しております。当初は住宅敷地に含まれていなかった赤道の払下が完了したことにより、申請地が譲受人の

住宅敷地と秩父市道との間にわずかな面積が残ってしまうため、譲受人と譲渡人との間で話し合いで譲っていただけることとなったため、この度の申請に至りました。なお、申請地は、秩父市農業振興地域整備計画において、農用地区域内の農地とされておりましたが、令和●年●月●●日付で農用地から除外されています。資金調達計画は整っており、隣接地に承諾が必要となる農地はございません。現地を確認すると、保全管理された農地でした。

次に番号８について説明します。申請人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●、畑１筆、●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●の西、約●●●m付近に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第２種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人は●●●●のアパートに●●●●●●●で居住しておりますが、予てより●●の暮らす●●●●の地域にて土地を探しておりました。知人から申請地を紹介され、申請地は●●のすぐ近くであり、生活の利便性があること、将来は●●●●●●●●●のに適しているため、この土地に住宅を建築したく、今回の申請にいたりました。なお、申請地は、秩父市農業振興地域整備計画において、農用地区域内の農地とされておりましたが、令和●年●月●●日付で農用地から除外されています。資金調達計画は整っており、隣接に承諾が必要となる農地はありません。●月●●日 現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。説明は以上です。

事務局（平沼主任）　続きまして、私からは番号９について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●、畑１筆、●●㎡で、令和●年に譲渡人が相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●から北東に約●ｋｍの地点にあります。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第２種農地と判断いたしました。転用目的は、住宅敷地の拡張です。申請理由ですが、譲受人は平成●年に住宅を建築した際に、隣接した申請地を親戚の土地であったこともあり、口頭で借り受け、宅地の一部として今日まで利用してきました。今回、譲渡人より次世代への引継ぎもあり、使用している土地を贈与していただけることになり、調査した際に本申請地が農地であることが分かり、始末書添付の上申請に至りました。現地を確認したところ、宅地部分は不耕作の状態で、浄化槽が埋まっておりました。一体利用地含め自己用住宅の合計面積が●●●●●㎡で転用面積上限５００㎡を少し超過しますが、概ねの範囲内であるため支障ないものと考えられると農林振興センターより回答をいただいております。説明は以上です。

議長（横田　友会長）　事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

５番　浅見　健委員　５番浅見です。２番の事案ですが、内容は事務局が説明していただいた通りです。始末書も出てますし、周りはもう綺麗に、獣除けしてありますが、綺麗に、耕作してありました。もう致し方ないのではないかと思います。審議のほど、よろしくお願いいたします。

７番　新田　恭一委員　７番新田です。３番について意見申し上げます。過日、小川主幹と現地を確認して参りました。申請地におきましては、下に道路があるんですが、１段、２段と坂が非常にきついとこで、住宅を建設するということで、非常に大変だなと思いました。ま、しかしながら、●●のすぐ下でございますし、将来は●●●●する、また、その申請地の横が、●●ですかね。

●とか色々する●●●になってまして、それらも受け継いで、管理をするということで、よろしいんじゃないかという風に思いますので、ご審議いただきたいと思います。以上です。

１０番　豊田　恵男委員　１０番豊田です。議案第４３号、番号４、この土地はですね、点線内は全て●●●●●さんがここへ自宅兼工場を建てる時に買った土地だったんですが、今回の申請地は、まだその時は、譲渡人の●●●●ができてあったということで、一緒に購入はちょっと難しかった。譲渡人の方が●●●を辞めて、そこんとこもあの保全管理状態になったので、今回申請で、今までの土地と一体が使えるということで、今回の申請に至ったようです。ご審議よろしくお願いいたします。

４番　風間　操委員　４番風間です。５番について意見を申し上げます。申請地は議案第４１号２番の隣接地で、平地に近い緩斜面の土地となっております。譲受人は申請地に自己用住宅の建設を申請目的としており、特に問題はないものと考えております。５番については以上です。続きまして、６番について申し上げます。現地はやはり議案第４１号２番の隣接で、既に塀が建設されており、また住宅用地として使用されている状況でございます。追認せざるを得ないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

１番　黒田　昭雄委員　１番の黒田昭雄です。７番と８番について、説明したいと思います。概要は事務局の説明の通りです。先日１８日に笠原主査と現地を確認して参りました。すぐ隣に道路がありまして、三角形のこう狭い土地なんですけど、畑として利用するのは、ちょっと狭いし形悪いし無理かなと思います。宅地拡張という事で、やむを得ないんじゃないかなと思います。特に問題はないと思いますけど、ご審議のほどよろしくお願いします。次に８番ですけど、概要は、事務局の説明の通りです。先日１８日笠原主査と現地を確認してまいりました。現地は多少こう雑草が生えてましたけど保全管理されていました。譲渡人の方は、かなり●●●●みたいで、畑として利用するのは難しそうな感じでした。やむを得ないかと思っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

１３番　新井　一雄委員　１３番新井です。番号９について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。平成●年に住宅を建築した際、浄化槽が当該農地の一部にまたがって設置してしまったという事です。譲渡人は●●●●という事で、契約は贈与契約という事になってます。始末書も添付されておりまして、やむを得ないと考えます。以上です。

議長（横田　友会長）　ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田　友会長）　それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４３号番号２から番号９について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田　友会長）　全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

次に、議案第４３号、番号１を議題といたします。●●●●●委員、●●●●●●●委員は退席をお願いいたします。

（退席を確認し）

議長（横田　友会長）　事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任）　私からは番号１について説明します。議案書の１ページをご覧ください。

番号１について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●●●、畑１筆、●●㎡ で昭和●●年に相続により取得した土地です。本件は農地以外に雑種地等を一体利用し、その一体利用地面積は合計●●●●㎡で、申請地を含めた全体面積は●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から北東●●●ｍに位置し、立地の基準につきましては、土地改良区内にある農地として、第１種農地と判断しました。転用の目的は、●●●●●●の敷地拡張です。申請事由を説明します。譲受人は、平成●年頃から申請地を●●●●●●の一部として使用していました。この度、●●●●●●の拡張計画に先立ち事業敷地の調査を行ったところ、申請地が農地転用許可を受けていない農地であることが判明し、始末書添付の上で申請に至りました。権利の種類は使用貸借権で資金調達計画は整っています。なお、申請地は農用地区域内の農地ですが、令和８年７月２７日に農振除外申出の許可が降りています。また、隣　　接地に農地はありません。現地を確認したところ、既に●●●●●●の一部として利用されていました。

農地転用の審議においては、許可要件を満たすか否かを確認する必要があります。

まず、本件は、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供し、その農地面積が全体面積の１／３を超えない場合に該当し、第１種農地における立地基準を満たしています。

次に資力ほか事業の実現性が認められること、周辺に農地が存在せず周辺農地への支障が予見されないこと、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れが認められないことから、農地転用の一般基準を満たしています。以上のことから、本件は農地転用の許可要件を全て満たしていると考えられます。私からの説明は以上です。

議長（横田　友会長）　事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

６番　石橋　忠委員　６番石橋です。９月１５日に川上主任と一緒に現地調査に行ってきました。

申請地は●●●●、地目は畑、面積は●●●であります。権利の設定は個人から●●への使用貸借権の設定となります。転用目的は●●●●●●の敷地拡張であります。尚本件については平成●年から既に施設の一部として使用されたという経緯があり、今回正式な申請に際して始末書が添付されております。私と事務局で現地を確認してまいり、現地では既に長年使用されており、周辺には農地はありません。従って周辺の農業経営や農業用水利施設等への悪影響及び被害防除上の問題が特に認められません。振興地域から除外については成立しており、過去の経緯に対する始末書が添付されている点も含め、事務局及び現地にて、適正に確認がなされております。特に問題ないかと思われます。

議長（横田　友会長）　ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田　友会長）　それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４３号番号１について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田　友会長）　全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

●●委員、●●委員におかれましては、席にお戻りください。

（委員の着席を待って）

議案第４４号上程　農用地利用集積等促進計画の意見について　（３件）

議長（横田　友会長）　次に議案第４４号農用地利用集積等促進計画の意見についてを議題といたします。本案につきましては、●●●●●委員、●●●●●●●委員、●●●●●委員が議事参与の制限にあたる案件となりますので、退席をお願いいたします。

（委員の退席を確認した後）

議長（横田　友会長）事務局に議案の説明をさせます。

事務局（笠原主任）　私から番号１から番号３について、関連がありますので、一括で説明させていただきます。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。申請地は、●●●●●●、畑３筆、合計●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●の南東約●●●m付近に位置しております。

利用権を設定する期間は、令和●年●●月●日から●年間で、設定する権利は使用貸借権となっており、作付計画では●●を栽培する予定です。促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため、農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。●月●●日に担当委員さんと現地を確認したところ、すでに●●が栽培されており、よく管理されている農地でした。説明は以上です。

議長（横田　友会長）　事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

１番　黒田　昭雄委員　１番黒田昭雄です。番号１番２番３番について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。先日１８日に笠原主査、推進員の新井明弘さん、３人で現地を確認してまいりました。かなり広い土地なんですけれども、きれいに●●が植わっておりました。土地が有効利用されるんで、いいことかなと思ってます。ただ、ちょっと鹿が出るみたいで、●●の葉っぱの上のほうが、ちょっとかじってありました。●が出来ますと、猪が来ると思いますので、その辺のところを気を付けてもらえればと思います。以上で説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いします。

５区　新井　明弘委員　５区推進員の新井です。今の案件なんですが、ちょっと詳しく説明致しますと、ここはですね、●●という耕地でございまして、県の方のあれがはいりまして、区画されたところの一番下の方に位置しているところでございます。すごく広い土地で大体●●●●㎡弱だ

と思うのですが。この広い土地を今借りていただくのは、非常にありがたいと思います。実は、何年か前はですね、ある団体で●を植えていたりしていたのですが、広くて手に負えないという話があったものですから、弱ったもんだなあと思ってたんですけども、ちょうど営農さんの方で使っていただけるという事でありがたいなあと思いました。こんな広い所が耕作できないという事になってくると大変だと思ってました。それとちょっとですね、今あの委員からも話があったのですが、●●が植わっていたのですが、頭の方の新芽がかなりの部分が喰われていたような感じがしたので、有害鳥獣対策が必要かなあという感じがあるんですが、そこだけ上手くクリアしていただいて長く使っていただければ、幸いだと思うんですが、一つご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（横田　友会長）　ありがとうございました。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田　友会長）　質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４４号について、市長からの申し出の通り、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田　友会長）　全員が賛成であります。よって、農地に該当しないと判断することに決しました。●●委員、●●委員、●●委員におかれましては、席にお戻りください。

日程第８　　閉議・閉会

議長（横田　友会長）　以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会　令和８年第９回定例総会を閉会いたします。